収 支 報 告 書

 令和
 台
 年分

 (令和
 年月
 日開催分)

(ふりがな) ともらちゅうそうこうえんかい	政治日	一体の区分
	□政党	□ 政治資金規正法第18条の2第
1政治团体の名称 木村忠三後援食	口政党の支部	1 項の規定による政治団体
네 됐는 말이 어느 먹이다면요. 아는 속 아름은 얼마를	□政治資金団体	☑その他の政治団体
っ主たる事務所 Value 2000		口その他の政治団体の支部
2 またる事務所 本状 大切/丁月2番9号		
	活 動 区	「域の区分
3代表者の氏名 + 四 包 批	□ 2以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内
3代表者の氏名 上田 食雄		
	資金管理団体の指定の有無	国会議員関係政治団体の区分
4会計責任者 新 撰 寧	口有	□ 政治資金規正法第19条の7第1項第
40 民居 4	□ 無	1号に係る国会議員関係政治団体
	公職の種類	□ 政治資金規正法第19条の7第1項第 □
가지 그는 항상 얼마나 어디들이 이 되어도 그리다는	ム 戦 ジ 住 規	2号に係る国会議員関係政治団体
事務担当者の氏名	区 分類現職 口候補者等	公職の候補者
경기의 보는 사람들이 되었다. 그 사람이 많아 다	資金管理団体	の氏名
	の届出をした	公職の種類
	者 の 氏 名	公職の性類
(電話)0238-24-8855		区 分 口現職 口候補者等
CANED.	資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する
The state of the s	ラ 型 日 生 凹 件 ツ 11 た ツ ※別 旧	特例の適用期間
. 7.1.14 • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	令和 年 月 日から	令和 年 月 日から
文付	令和 年 月 日まで	令和 年 月 日まで

収支の状況

1 収支の総括表

収		入	総	額				24	7.448	円
		(前年か	らの緩	(越額)					7.448	
		体年の	収入額	〔〕				240	0.000	
支		出	総	額				245	1.195	
翌	年	への	繰越	額				_	2.253	

2 収入項目別金額の内訳

ſ	(1) 個人の負担する党費又は会費		
	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	円 240.000	
		人/	

(2)寄附	
ア 寄附(イを除く。)の区分	金、額備考
(ア)個人からの寄附	
(うち特定寄附)	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	
(ウ)政治団体からの寄附	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	
イ 政党匿名寄附	
合計 (ア+イ)	

3 支出項目別金額の内訳

<u> </u>			
(1)支出の総括表			
項目	金	額	備考
1 経 常 経 費		H	
(1)人 件 費			
(2)光 熱 水 費		60.000	
(3)備品・消耗品費		56,932	
(4)事 務 所 費		128.263	
小計		245.195	
2 政治活動費			
(1)組織活動費		0	
(2)選挙関係費			
(3)機関紙誌の発行その他の事業費			
ア機関紙誌の発行事業費			
イ宣伝事業費			
ウ政治資金パーティー開催事業費			
エその他の事業費			
(4)調査研究費			
(5) 寄附・交付金			
(6) その他の経費			
小。計		0	
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		245.195	

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無							
資産等の項目別区分	有	無	備考				
アー土地							
イ建物							
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		Ø					
エ 取得の価額が100万円を超える動産							
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)		D					
カー金銭信託							
キー有価証券							
ク 出資による権利							
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金							
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金		Ø					
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利							
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		团					

宣誓書

添付書類(別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 / 年 / 月/4日

政治団体の名称

木村忠三後援会

会計責任者の氏名

新関率

※代表者の氏名

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理 人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場 合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。